

南アルプスと

歌舞伎の里

私たちの村 平成25年1月1日現在 ※ ()内は前月比
人口 1,148人(-3) / 男 569人(-3) / 女 579人(±0) / 世帯数 531戸(-2)

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 大鹿村役場
ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>
電子メールアドレス info@vill.ooshika.lg.jp (変更になります)

迎春

2013
1

広報

おおしか



the most beautiful
villages
in japan

No.219

◇平成25年1月発行 / 大鹿村役場 ◇印刷 / 龍共印刷株式会社

第3回「日本で最も美しい村・大鹿村」フォトコンテスト 入賞 平瀬 定雄さん (塩河)

あ い さ つ

大鹿村長 柳島貞康

新年あけましておめでとうございます。皆様方希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。
昨年四月、大鹿景清・大鹿鹿丸のゆるきやら君達がデビューし、

大鹿村議会議長 熊谷英俊

新年明けましておめでとうございます。
昨年五月、議長に就任させていただいて以来
八カ月、皆様からいろいろとご指導、ご意見を



年頭のご

登場以降のイベントでは、子供たちをはじめ多くの人々に可愛がっていただき大活躍でした。一昨年の映画騒動に比べ平穏な一年で、日頃から皆様の村政に対する温かいご理解ご協力によりまして、無事に新年を迎えることができたことを厚く御礼申し上げます。

また、「美しい村づくり」ですが、花づくりや草刈りなど、多くの皆さんにご協力をいただき、この大鹿の風景を守っていただいておりますことに厚く感謝申し上げます。引き続きこの活動についてご協力をよろしく願います。

さて、日本国内は師走の総選挙によって三年前の政権交代の逆になった政権交代が起き、辰年から巳年への交代とともに、どんな変化が出てくるのか期待と不安が入り混じった年明けとなっています。併せて行政全体への状況判断も非常に難しくなっております。

村では事務事業の効率的な執行と予算の有効利用を図るため、行政評価委員会を設け百二十余の事業について団体代表者などの委員により事業の拡大・縮小・継続などのご意見を頂くこととしました。今回は初めてということもあり、また年度途中であることから未着手の事業が多く、現在、村の行政ホームページ上に公表しております。

さて、リニア中央新幹線についてですが、公表されました三km幅の中で環境影響評価のための調査が行われておりますが、具体的な工事場所などの説明は無く今後もしも詳しい説明を要求し、地域の環境・景観への配慮を求めてまいります。

また、北部地区で進めております火葬場については、高森町吉田地区の用地の取得に向けて、地元が中心になって交渉を進めております。用地の決定後は検討委員会や組合議会で、施設の内容を研究しながら建設が進められていく予定になっております。五町村とも、その必要性は認識しておりますので、早期の建設に向け努力をしていきます。

新年においては、村にある資源を見直し、有効に活用するよう進めていくことを念頭に、村民皆様の建設的なご意見ご提案をいただきながら村政に取り組んでまいります。

本年も皆様方の益々のご協力をお願いいたし、新しい年が災害の無い幸せな年となりますようご祈念申し上げます、年頭のご挨拶と致します。

いただきながら何とかやってまいりました。

十一月には大鹿村議会初の試みとして、議会報告会を村内二カ所で開催し、参加者数はまだまだ少数でしたが、多くのご意見を伺う事が出来ました。また定例会ごとに議案、一般質問についての勉強会も行っており、議会を活性化するための努力を皆で続けています。

本年も村民の皆様と深く対話をし、皆様の声を村政に反映させる、当たり前のことですがそれをしっかりとできる議会でありたいと考えています。

さて、本村にとって今年の最大の関心事は、言うまでもなくリニア中央新幹線の環境影響評価の結果と、工事の内容が九月に発表される事かと思えます。評価結果に問題がなければ、或いは対処可能な範囲内であれば工事着工が決定されると思います。飯田下伊那地域にとって高速交通網の整備は永年の悲願だったわけですが、実際にリニアが着工となれば、大鹿村民の生活や自然環境に対し、良くも悪くも大きな影響を与えます。想定されるリスクへの対応策と、同時にリニアを今後の村づくりはどう生かすことができるかという事を村民全体で議論し、JR東海や県等としっかり協議していくことが必要です。とても大切な一年であると思えます。

他にも村内では若者定住対策や、高齢者の生活の利便性の確保、鳥獣害対策等、重要な課題が山積してあります。大鹿村の現状は財政面では良好と言えますが、(質的ではなく量的に)人材不足がネックとなっています。官民の協働体制をしっかりと確立し、また新たな人材育成にも力を入れながら、村づくりを進めていけるよう力を尽くしてまいります。

大鹿村人事行政の運営等

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		備考
		22年	23年	24年	23年	24年	
総務	務	8	7	7	-1	0	
税務	務	2	2	2	0	0	
農林	林	7	6	6	-1	0	
商工	工	1	1	1	0	0	
土木	木	2	2	2	0	0	
小計		20	18	18	-2	0	
民生	生	5	8	7	3	-1	
衛生	生	3	3	3	0	0	
小計		8	11	10	3	-1	
一般行政		28	29	28	1	-1	
教育	育	3	3	2	0	-1	
小計		3	3	2	0	-1	
水道	道	1	1	1	0	0	
診療所	所	5	5	5	0	0	
その他	他	3	3	2	0	-1	
小計		9	9	8	0	-1	
合計		40	41	38	1	-3	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

②一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補 主事	主任・主査	係長・主幹	課長 課長補佐	副参事	参事	
職員数	6	1	10	7	1	1	26
構成比	23%	4%	38%	27%	4%	4%	100%

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況 普通会計決算

区分	住民基本台帳人口(人)	歳出額 A(千円)	人件費 B(千円)	人件費率 B/A(%)
23年度	1,149	1,898,834	267,410	14.1%
22年度	1,182	2,199,689	236,219	10.7%

②職員給与費の状況 普通会計一般職員

区分	職員数(人)	給与費(千円)		
		給料	職員手当	計
24年度	30	101,991	70,794	172,785
23年度	33	111,896	76,517	188,413

(注)予算に計上された額です。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成24年4月現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職 大鹿村	283,308	41.7歳

④特別職の報酬等の状況 (平成24年4月現在)

区分	給料	報酬
村長	685,000円 (560,000円)	議長 233,000円 (226,000円)
副村長	592,000円 (497,000円)	副議長 161,000円 (144,900円)
教育長	519,000円 (436,000円)	委員長 148,000円 (133,200円)
		議員 135,000円 (121,500円)

上段：条例で定められた月額
下段：平成24年度1年間の月額

3. 職員の勤務時間その他の勤務状況

①職員の勤務時間と休日 (平成24年4月現在)

一週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土・日曜日

②年次有給休暇の状況 (平成23年実績)

総付与日数	総使用日数	職員数	1人当たり平均使用日数	消化率
1,336	355.4	34	9.9	25%

4. 職員の分限及び懲戒処分等の状況

該当無し

5. 職員のサービスの状況

特記事項無し

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	団体等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福利厚生	長野県市町村互助会 大鹿村職員等親睦会

7. 公平委員会報告事項

勤務条件に関する措置要求

要求無し

不利益処分に関する不服申し立て

申し立て無し

税務だより

平成25年 1月号

確定申告と納税相談のお知らせ

重要

昨年と同様に『村県民税の申告書』は配布しません。以下をお読みいただきまして、申告が必要な方は申告期限内に申告をお願いします。（※大鹿村納税相談日程表を参照ください。）

大鹿村に村県民税の申告が必要な方

◎平成25年1月1日現在、大鹿村に居住する方で次に該当する方は、大鹿村に村県民税の申告が必要です。

○給与所得者で

- ・給与所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・2ヶ所以上から給与の支払を受けた方
- ・平成24年中に退職し、その後就職していない方や、アルバイト、パートなどで勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方

○公的年金収入のみで所得税が源泉徴収されていない方で

- ・65歳以上で年金収入額が148万円を超える方
- ・65歳未満の方で年金収入額が98万円を超える方

○所得がなく、どなたにも扶養されていない方

○金額の多少に関わらず上記以外の所得があった方

※上記に該当される方で申告がないと…

所得証明等の発行や国民健康保険税の軽減措置及び国民年金の免除申請等に不利になる場合があります。

村県民税の申告をしなくてもよい方

◎次の方は大鹿村に村県民税の申告をする必要がありません。

○所得税の確定申告書を税務署へ提出する方

○1箇所からの給与のみで他に所得がなく、年末調整の内容に変更がない方

○公的年金収入のみで所得税が源泉徴収されていない方で

- ・65歳以上で年金収入額が148万円以下の場合
- ・65歳未満の方で年金収入額が98万円以下の場合

※社会保険料控除、扶養控除、医療費控除等の控除を受けようとする方は申告が必要です。

税務署に所得税の確定申告が必要な方

◎次の方は、税務署に『所得税の確定申告書』を提出してください。

○税務署から確定申告書が送付されている方

○給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

○営業所得、譲渡所得、山林所得のあった方

○雑損控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

○上記のほか特に相談を希望される方は、直接飯田税務署においてご相談下さるようお願いします。

※上記に該当する方は、大鹿村の申告相談会場にお越しいただいても税務署での申告相談をお勧めする場合があります。

* 飯田税務署での確定申告及び申告期間は次のとおりです

平成24年分所得税の確定申告：平成25年2月18日(月)～3月15日(金)

★ただし、土・日曜日、祝日等は閉庁となります。

★確定申告による所得税の納期限は平成25年3月15日(金)です。

【e-Tax(イータックス)で確定申告 (国税電子申告・納税システム)】

確定申告の手続きは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からの電子申告をお勧めします。e-Taxで確定申告すると一定の要件の下、3千円の税額控除が受けられます。

◎詳しくは…国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、飯田税務署(☎22-1165)におたずねください。

(注意) 申告、納税が遅れると…

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後から不足の税を納めるばかりでなく、加算金や延滞金を納めることとなります。

納税相談の会場が役場のみとなります。

※12月の自治会長会でお伝えしましたが、今年より納税相談はすべて役場2階会議室で行います。

これは、個人情報保護の観点から行うものですので、申告される皆様のご理解とご協力をお願いします。

納税相談に必要なものは次のとおりです

- 印鑑
 - 農業所得のある方は「収支計算の手引」等により、収支内訳をまとめた書類
 - 営業や不動産所得のある方は、収入、支出のわかる書類
 - 給与所得者、公的年金受給者は、源泉徴収票または支払証明書
 - 各種控除証明書、領収書
 - 生命保険料、地震保険料(旧長期損保)、国民健康保険税、国民年金・農業者年金などの保険料、介護保険料、医療費、介護負担金、寄付金、その他控除に必要な書類
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、その他必要な証明
- ※必要であるか不明な場合はすべてご持参ください。

固定資産税(家屋)調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正な評価を確保するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1. 家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」(店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。)
2. 家屋課税台帳に登録されている内容(所在地番・用途・構造・床面積など)と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に伺う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い…建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係(39-2001)までご連絡下さい。

大鹿村納税相談日程表

■受付時間 午前9:00～午後4:00（*2月18日及び3月15日は午前9:00から正午まで。）

■日 程 下表のとおり（土・日を除く）

期 日	会 場	自 治 会 割 当		
		午 前	午 後	
2 月	18 月	大鹿村役場 2階研修会議室	落 合	
	19 火	"	下市場一	
	20 水	"	下市場二	
	21 木	"	上市場・文満団地	
	22 金	"	上 蔵	
	23 土			
	24 日			
	25 月	大鹿村役場 2階研修会議室	釜沢・清水	沢 戸
	26 火	"	上青木・深ヶ沢	中 尾
	27 水	"	文 満	
28 木	"	下青木	*指定日に都合のつかない方	
3 月	1 金	"	*予 備 日	
	2 土			
	3 日			
	4 月	大鹿村役場 2階研修会議室	梨 原	沢井・入沢井
	5 火	"	大 栗	*指定日に都合のつかない方
	6 水	"	塩 河	
	7 木	"	中 峰	西
	8 金	"	塩 原	北入一・二
	9 土			
	10 日			
	11 月	大鹿村役場 2階研修会議室	河合・南山	*指定日に都合のつかない方
	12 火	"	北の原・農業青色申告者	
	13 水	"	*予 備 日	
	14 木	"	"	
	15 金	"	*指定日に都合のつかない方	

*指定日以外の場合はお待ちいただくことがあります。

*都合により会場を変更することがあります。

*申告内容により税務署での申告相談をお勧めする場合があります。

こんにちはは保健師です



担当：小村信濃

血圧を上げない生活習慣

前回に続き今回は「血圧を上げない生活習慣」についてです。

1 バランスのよい食生活



日本人の国民病とも言われる高血圧ですが、その一因は塩分の多い食生活にあります。

糖分や脂肪分のとりすぎも、肥満や高脂血症などを引き起こし、高血圧になるリスクが高くなります。

緑黄色野菜を中心に、魚、大豆などをバランスよく取り入れましょう。

2 適度な運動



ウォーキング、ジョギング、水泳などの楽しんで長く続けられる有酸素運動をおすすめします。

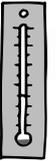
有酸素運動を行うと、全身の血液循環がよくなります。結果、中性脂肪値は下がり、善玉コレステロール値は上がります。高血圧をはじめ、脂質異常症、糖尿病といった生活習慣病の改善に効果的です。

3 ストレスをためない工夫



強い緊張やイライラは血圧を上げます。好きな本を読んだり、音楽を聴いたり、釣りを楽しむなど、自分なりのリラックス方法を見つけるのもよいでしょう。

4 血圧を上げない工夫「ヒートショック対策」



ヒートショックとは、温度変化により急激に血圧が上下すること。急に血圧が上がると、心臓や脳の血管にダメージを与え、脳梗塞、心筋梗塞の発作を起こすリスクが高くなります。家の中で温度変化の大きい場所という、浴室とトイレが考えられます。特に血圧の高い方に入浴中の事故が増えていますので、部屋ごとで温度の差が生じないように工夫しましょう。

5 アルコール



アルコールを飲むと血圧は上がります。日本高血圧学会によると、血圧に影響を与えないアルコールの量は、日本酒だと1合、焼酎は1/2合弱、ビールは中ビン1本、ワインはグラス2杯弱、ウイスキーやブランデーはダブル1杯程度です。量に気をつけて楽しんでください。

日常生活のちょっとした心がけで 免疫力はアップする



担当：田中雅子

NK細胞の活性を高めるためには、ひとことでいうと、

「健康的でストレスをためない生活を送ること」

以下のことを心がけて、免疫力を高めましょう。

- ①笑う
- ②質の良い睡眠をとる
- ③バランスの良い食事を心がける
- ④ムリのない適度な運動(歩く)をする
- ⑤十分な休養などでリラックスする
- ⑥体を冷やさない：体温が下がると免疫力が低下します



お腹から「わっはっは」と笑うだけで免疫力が高まります。笑えば血行が良くなり、ストレスに関するホルモンが減って心が穏やかになるなどの効果があります。大声で笑える状況にないときは、笑顔を作るだけでも効果あり。





福祉だより

自治会にここ集会で介護予防を！！



担当：森上安弘

大鹿村では、介護予防事業の一つとして、また各自治会の自主事業としてにここ集会が実施されています。

1. 目的……高齢者・障害者ができる限り寝たきりなどの要介護状態になるのを防ぎ、家に閉じこもりがちなならないように身近な地域の中で交流をし、明るい地域社会をつくるのが目的です。
2. 対象者……地域で生活し参加できるすべての住民。特に外出機会の少ない高齢者、障害者、介護者、近隣の方
3. 方法……自治会ごとの役員(自治会役員、福祉協力員、保健補導員、老人クラブ役員等)食生活改善協議会、ボランティアの方が中心になり会場準備、連絡周知、集会の取りまとめを行います。
役場保健福祉課、地域包括支援センターから職員が参加し、計画・内容・進行など協力します。
4. 内容……参加者の希望により内容を決めます。
お茶会、料理、体操、歌、ゲーム、手工芸、園芸、軽スポーツ、健康や栄養の話、介護の話、生活の中での知識(ごみの出し方、消費生活、年金、人権、野菜の作り方など)できそうな内容は何でも結構です。
内容により、担当の職員や講師を派遣します。
5. 回数……参加者の希望によります。月1回くらいを目安として実情に応じて行ってください。
6. 場所……自治会の集会所などをご利用ください。
7. 時間……午前か午後で1時間半から2時間程度
8. 費用……村から1人1回200円を補助をしています。
(会場費やお菓子代程度です。)

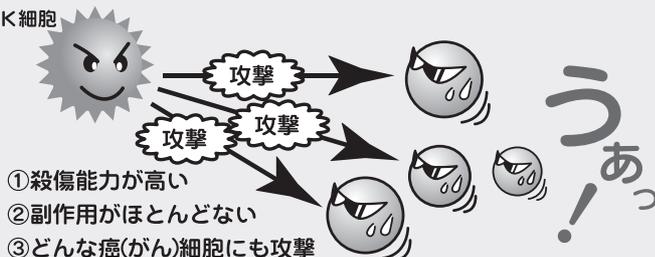


※上記のように、お茶を飲みながら気楽におしゃべりをして過ごすことで、家へ閉じこもりがちな方の交流の場としても有意義な時間を持つことができると思います。まだにここ集会を実施されていない自治会の皆さんは、話し合っていていただいて一度にここ集会を開催していただければと思います。にここ集会を実施する希望のある自治会代表の方は、保健福祉課までお知らせください。また、どのように実施したらよいかわからない自治会の方も、保健福祉課までご相談ください。

地域包括支援センター便り

私たちが病気から守ってくれる免疫細胞はいくつかありますが、その中に、ナチュラルキラー細胞（NK細胞）と呼ばれるものがあります。この細胞は、お巡りさんのように常に体内をパトロールして、外から入ってきたウイルスを最初に撃退し、さらにはがん細胞も小さいうちにやっつける働きをしています。NK細胞が元気に働いている人は、免疫力が高いといえます。

NK細胞



NK細胞が元気にパトロールして、悪者をやっつけてくれれば感染症やがんにはなりません。ところが、残念なことにNK細胞の活性は、年齢とともに落ちてきます。NK細胞の数は若い頃と変わらないのですが、その仕事ぶりが低下してきます。特に、精神的なストレスは大きく影響するようです。

国民年金便り

平成25年
1月号



年金から介護保険料などが天引きされます

年金からの介護保険料などの天引き

現在、市区町村によっては、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされているところがあります。

これは、高齢者のほとんどの人が何らかの公的年金を受給していますので、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、住民税を天引きすることによって、年金受給者が個別に各種保険料（税）を金融機関に納めに行かなくてもすむからです。

また、それとともに、市区町村としては、住民一人ひとりに個別の納付勧奨などを行わなくても各種保険料（税）を徴収することができます。

こうしたことから、年金受給者や市区町村の負担を軽減できる仕組みとして、年金受給者については、年金からの天引きが行われています。

年金からの天引きにあたっての制限

介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、住民税を年金から天引きする場合には、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

なお、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされる人には、市区町村から各種保険料（税）を年金から天引きする旨のお知らせを行うこととなっています。

●介護保険料

65歳以上の人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

●国民健康保険料（税）

65歳以上75歳未満の人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

●後期高齢者医療保険料

75歳以上の人もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

●住民税

65歳以上の人のうち、老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

※なお、右の説明の中で、「老齢もしくは退職を支給事由とする年金」というのは、老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します（老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません）。

※また、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、住民税については、介護保険料が天引きされていることが前提条件となります。

年金から天引きされる介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、住民税の金額は、お住まいの市町村が決定します。

平成24年度私有林整備事業について

村では森林組合が進めております私有林の施業について、下記の表に基づき所有者の負担軽減を図るため、補助制度を設けております。

美しい森林づくりを進めるために、是非ご活用をお願いします。

施業種類	個人負担額（1 ha 当たり）		補 助 金 額
	大鹿村に住所がある方	村外に住所がある方	
下刈り	7,400円	22,200円	○補助金額＝事業費－県補助金－個人負担額 ○村外の方が道路から平均50m以内の団地的な森林を整備する場合は間伐、抜き切りの個人負担額を10,000円とします。 ○この補助額はH25年3月までに施業された種類が該当します。
枝打ち	12,800円	38,400円	
除伐	14,000円	42,000円	
間伐	5,000円	20,000円	
抜き切り	5,000円	20,000円	

例) 大鹿村の方が2 ha 間伐をし、事業費が30万円の場合

①県補助金（事業費の約70%）	②個人負担	③村補助金
30万円×0.7＝21万	2 ha×5千円＝1万円	30万円－①－②＝8万円

※事業費は実際の経費と標準経費を比較していずれか低い額とします。

※村外に住所がある方への補助は、集落周辺及び生活道路周辺で施業する場合に限りです。

【お問い合わせ先】 産業建設課 農林振興係 ☎39-2001まで

地域医療をともに考えるシンポジウム

超高齢社会に突入している飯伊地域の医療体制には、医療従事者の確保・高齢化対策、救急医療体制の充実などの多くの課題があります。

このシンポジウムに参加して、飯伊地域で安心して暮らしていくために私たちは何をすればよいのか、一緒に考えてみましょう。

飯伊地域の医療事情を知る良い機会ですので、多くの皆様のご来場をお待ちしています。

日時 平成25年2月3日(日) 午後1時30分～4時45分

会場 飯田文化会館 ホール

内容 **基調講演** 講師 医師 村上智彦さん（NPO法人 支える医療研究所 理事長）

演題 「地域住民が自分たちの地域を守るために」

「住民が支えていく地域医療の姿」、理想の生き方「ピンピンコロリ」を目指すためのヒントなどについて、楽しく、判りやすくお話をさせていただきます。

パネルディスカッション

パネラー：飯田医師会長・飯田市立病院長・南信州広域連合長
飯田下伊那PTA連合会副会長・県健康福祉部長

コーディネーター：飯伊地区包括医療協議会長

医療団体・行政・住民を代表する皆さんで、飯伊地域の医療体制に対する課題・取り組みなどについて、活動報告、意見交換を行います。

入場料 無 料

【お問い合わせ先】 飯田保健福祉事務所 総務課 ☎0265-53-0442 飯伊地区包括医療協議会 事務局 ☎0265-23-3636

平成二十五年

大鹿村消防団出初式

平成二十五年大鹿村消防団出初式が一月六日に大鹿村交流センターにおいて挙行されました。

式典では消防団活動に尽力された団員・前年度退団者に対し、それぞれの表彰が行われました。

大勢の来賓の方々には祝辞をいただき、最後に参列者全員による万歳で、今年一年が無事災害であることを祈念しました。



平成24年度 表彰者一覧

団員関係

表彰機関	表彰内容	受章者氏名
長野県消防協会	功 労 章	多 田 聡
	努 力 章	宮 坂 浩 二
	精 績 章	多 田 一 郎
	技 術 章	塩 沢 英 明
	精 勤 章	本 田 章 吾
	精 勤 章	近 藤 光 央
飯伊消防協会	功 労 章	仲 田 裕 樹
	功 労 章	丸 山 翔
	功 労 章	池 田 洸 一

退団者関係

消 防 庁 長 官	退 職 報 償	松 澤 幸 一
飯伊消防協会長	感 謝 状	松 澤 幸 一
大鹿村消防団長	感 謝 状	下 澤 寛
	感 謝 状	松 澤 幸 一

【自衛官採用試験追加募集のお知らせ】

自衛隊長野地方協力本部飯田出張所では、平成24年度における自衛官候補生の追加募集にともない、平成25年1月25日(金)まで、願書を受付けています。

- 募 集 種 目 自衛官候補生(任期制)
- 採 用 時 期 平成25年3月末から
- 任 期 陸上自衛隊1任期2年
海上、航空自衛隊1任期3年(陸海空ともに以降は2年ごとの更新)
- 資 格 18歳以上27歳未満の男子
- 試 験 内 容 学科試験(高卒程度)、身体検査、面接等
- 採用予定人数 若干名
- 採用試験日 平成25年2月3日(日)
- 場 所 自衛隊松本駐屯地(松本市)

詳しくは 自衛隊長野地方協力本部飯田出張所 ☎0265-22-2613 までご連絡ください

長尾 由之 (松川町)
柳島 由香里 (北入二)
池田 洗一 (塩河)
林 咲恵 (阿智村)

末永くお幸せに

永田 照 (幸太郎) 上市場
元吉 ねいろ (輝道) 清水
中野 青 (比呂樹) 中 峰
釣崎 淳斗 (重則) 大 栗
伊東 岳翔 (美里) 文 満
大島 サナ (あすみ) 塩 河
相澤 福太郎 (正昇) 文 満
下澤 俊洋 (寛) 文 満
佐藤 叶向 (拓也) 文 満



お誕生おめでとう

多田 工 101歳
上 蔵 84歳
文 満 90歳
塩 河 90歳
下青木 85歳
文 満 85歳

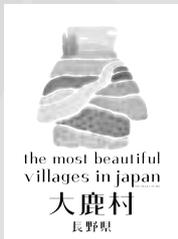
「ご冥福をお祈りします」

御堂島 千束 93歳
福沢 朝市 86歳
北の原 82歳
上青木 82歳
松澤 多美子 97歳
吉田 幸子 77歳
井澤 匠 87歳
御堂島 荘二 87歳

平多 晃 83歳
北澤 昇 87歳
堀田 美保 80歳
松川 良子 78歳
文 満 73歳
上青木 88歳
津野 栄子 73歳

笹木 由 90歳
石黒 貞子 91歳
筒井 清一 73歳
前澤 ためよ 87歳
茂木 寛 74歳
下市場二 74歳

第九代大鹿さくらの女王募集



「日本で最も美しい村連合」に加盟しています。



「南アルプスと歌舞伎の里」で「さくらの女王」の冠を輝かせてみませんか。

いま輝いている
あなたを待っています

大鹿さくらの女王応募要項

- ◇募集人数：2名
- ◇資格：健康で大鹿さくらの女王に相応しい教養を身に付けた18歳から30歳までの未婚の女性で、上・下伊那郡又は飯田市、駒ヶ根市、伊那市に住所を有する方。
- ◇任期：平成25年4月から2年間
- ◇締め切り：平成25年2月8日(金)
- ◇選考会：平成25年2月17日(日) 午後3時から 場所：大鹿村交流センター
- ◇提出書類：専用の応募用紙に必要事項をご記入の上、写真1枚を添え事務局宛てに郵送。
- ◇提出先：〒399-3502 大鹿村大字大河原354 大鹿村役場産業建設課『大鹿さくらの女王』募集係
- ◇賞金：女王には賞金20万円、参加者全員に参加賞を贈呈。
- ◇業務：大鹿さくらの女王の任期中は村内外での各種行事への参加と大鹿村及び南信州のPR活動。
- ◇お問合せ：大鹿村役場 産業建設課 『大鹿さくらの女王』募集係
電話：0265(39)2001(代表) FAX：0265(39)2269
HP：http://www.vill.ooshika.nagano.jp E-mail：kanko@vill.ooshikal.g.jp
HPからも応募用紙をダウンロードできます。

この他、詳しい内容は募集要項をご覧ください。ご応募に際し、記入された個人情報は、本事業の目的に限り使用させていただきます。ご承諾を頂かない限り目的以外で個人情報を利用いたしません。

南信州 大鹿村

あんなこと
こんなこと

カメラリポート

チェーンソーアート



11月24日(土)、大鹿村木工体験交流施設「カスガイ」にてチェーンソーアート講習会を行いました。“チェーンソーを持つのはこの日が初めて”という女性も含め、村内外からご参加の10名の皆さん全員が大鹿村産のスギやカラマツを素材に見事な「ふくろう」を彫り上げました。



親子ふれあいコンサート



保健福祉課、大鹿保育所、大鹿保育所保護者会共催による、あそび歌作家『鈴木翼』さんの親子ふれあいコンサートが12月1日(土)に行われました。

愉快的ダンス、楽しい手遊びに加え、ギターでの弾き語りによる心温まる歌。2時間近い触れ合い遊びもあつという間で、みんな元気いっぱい体を動かす事ができました。



村の行事予定

1月

- 15日 大鹿村長選挙告示
- 15日 びん類・ペットボトルの収集日
- 19日 くみ取り
- 20日 大鹿村長選挙投・開票日
- 24日 廃プラスチックの収集日
- 29日 ダンボール・牛乳パック等の収集日
- 下旬 埋立ごみの収集
- 1月中 脳ドック (40歳・60歳)

2月

- 2日 くみ取り
- 5日 その他紙収集日
- 12日 空き缶と鉄類の収集日
- 14日 廃プラスチックの収集日
- 16日 くみ取り
- 17日 桜の女王選考会
- 19日 チラシ・雑誌の収集日
- 28日 廃プラスチックの収集日
- 下旬 日赤奉仕団救急法講習会

3月

- 2日 くみ取り
- 5日 びん類・ペットボトルの収集日
- 7日 その他プラスチック収集日
- 14日 廃プラスチックの収集日
- 15日 大鹿小学校卒業式
- 16日 大鹿中学校卒業式
- 16日 くみ取り
- 19日 新聞紙の収集日
- 22日 大鹿保育所卒園式
- 28日 廃プラスチックの収集日
- 30日 くみ取り
- 下旬 埋立ごみの収集
- 3月中 子宮がん・乳房がん検診
(下伊那赤十字病院)

◆ メールアドレスの変更について ◆

新規ドメインの取得によりメールアドレスが変更となります(完全移行2013.4.1から)

大鹿村のドメインが「vill.ooshika.lg.jp」に変更になります。変更後は以下のメールアドレスをご利用いただくとともに、アドレス帳の変更をお願いいたします。

旧 info@vill.ooshika.nagano.jp → 新 info@vill.ooshika.lg.jp

なお、2013年3月末までは新旧どちらの使用も可能ですが、4月1日以降、「@vill.ooshika.nagano.jp」ではメールが届かなくなります。お手数をおかけしますが、できるだけお早目に変更いただきますようお願いいたします。